

道路

新しい道路損傷通報システムを導入します

問 建設課維持係 ☎内線1256

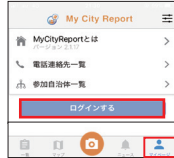
「市道に穴があいている」「カーブミラーが見えない」など道路の異常について、アプリで簡単に写真や位置などの情報を通報していただくことができます。

■登録手順

iPhone版



Android版



①上のコードを読み込み、「My City Report」をダウンロード

②マイページからログイン



③「新規登録」をタップし、規約に同意し「進む」をタップする

④項目を入力し「新規登録」

えんぱーく

えんぱーく10周年「未来への手紙」を送りました

問 市民交流センター交流支援課 ☎☎3350

10年前の市民交流センター開館記念イベントとしてお預かりしていた「未来への手紙」を、7月下旬に発送しました。「手紙を預けたけれど届いていない」「住所や名前に変更があり届いていない」という人はお問い合わせください。

■期間 10月31日(土)まで(水曜日は休館)

■時間 午前9時～午後5時

■場所 市民交流センター2階総合受付

※電話での問い合わせはお受けできない場合があります。

※ご自身の手紙であれば、当日お渡しできます。本人確認ができる書類を持参してください。



終活

人生最期の時のために「エンディングノート」を

問 長寿課介護予防係 ☎内線2130

エンディングノートは、年齢に関係なく、自身に関する情報や要望・希望をまとめておくことができます。家族と話し合っておくことで自身の思いを整理でき、いざという時に家族を助けることができるものです。何度でも書き直すことができるので、思いつくままに自身の思いを書いてみてください。

■内容

- わたしのこと(名前・住所・連絡先・思い出など)
- もしもの時は(病気や介護が必要な時などの要望)
- エンディング(葬儀・お墓・遺言書・渡したいもの)
- 大切な人たち(家族・親族・大切な人へのメッセージ)
- いきいきと暮らせるために(介護予防事業・相談窓口一覧)

■配布場所

- 中央地域包括支援センター 長寿課介護予防係内
- 西部地域包括支援センター 宗賀1298番地514 ☎☎9005
- 北部地域包括支援センター 9月23日(水)移転 ☎☎3314(電話番号の変更なし)



注意喚起

トラクターなどの農耕作業車は、ナンバーを付ける義務があります

問 税務課市民税係 ☎内線1133・1134

農耕トラクターなどは、公道を走行しない場合でも軽自動車税の課税のためにナンバーを取り付けることが法令で義務付けられています。対象車両を所有する個人や法人は、市役所1階税務課市民税係の窓口で申請してください。

■対象車両 ナンバーの付いていない次の車両

- ①農耕トラクター、農業用薬剤散布車(スピードプレーヤー)、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機で、乗用可能かつ最高速度35キロ未満のもの
- ②①以外の小型特殊自動車

■申請場所 市役所1階税務課市民税係

■申請に必要な物 所有者および使用者の印鑑、車台番号の分かる物(販売証明書または廃車証明書など)

■軽自動車税の年税額

- 農耕作業用(農耕トラクター、コンバインなど) 2,400円
- その他(フォークリフトなど) 5,900円



緑色のナンバープレートを必ず付けましょう。



福祉

地域生活支援拠点等事業が始まりました

問

福祉課障がい福祉係
☎内線 2115

地域生活支援拠点等事業は、障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域生活を支援するために必要な機能を整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築したものです。

塩尻市では、松本圏域の市村とサービスを提供する事業所と連携しながら、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を令和2年4月に整備しました。

①相談支援の充実

親亡き後や緊急時の対応に活用する台帳を作成し、休日や夜間などの緊急時の相談や必要な対応をします。

②緊急対応の強化

介護者の急病などにより、在宅生活が困難になった場合の安全な受け入れ先の確保を行います。

※現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を見合わせています。

※①②は、日ごろ障害福祉サービスを利用していない18歳以上65歳未満の人が対象となります。事前に登録し、手続きを済ませておくことが必要となります。

③体験の機会・場の提供

ひとり暮らしを検討している人にアパートでひとり暮らしの体験の機会を提供します。



④専門的人材育成の確保・養成

どのような障がいのある人でもお住いの地域で安心した支援が受けられるよう、支援者の専門性の確保と養成を行います。

⑤地域の体制づくり

多くの支援者が連携し、地域で切れ目のない支援が円滑に行えるような仕組みづくりをします。

■市相談窓口 福祉課障がい福祉係

○住所 塩尻市大門七番町3番3号

○電話 ☎内線2115

○ファクス FAX⑤7732

■相談窓口 基幹相談支援センター

○住所 松本市双葉4-8 なんぶくプラザ1階

○電話 ☎⑤6931

○ファクス FAX⑤6932

○開所日時 月～金曜日 午前9時～午後5時

決算
審査

令和元年度一般会計等に係る 決算審査を実施しました

問

監査委員事務局
☎内線3582

監査委員は市長からの依頼に基づき、本市の一般会計、特別会計および公営企業会計の決算や基金の運用状況について審査を行い、意見書を提出しています。令和2年6月から7月までの間、一般会計、特別会計決算審査および公営企業会計決算審査を実施しました。

この一般会計、特別会計および公営企業会計の決算審査に係る監査委員の決算審査意見書については塩尻市議会9月定例会に提出しました。

※決算審査意見書については市ホームページ（☎ <https://www.city.shiojiri.lg.jp/>）に公開していますのでご覧ください。



■決算審査の結果

一般会計、特別会計、公営企業会計決算の計数は正確であると認められました。また、予算執行、会計経理事務処理、財産の取得、管理および処分についても総体として適正に行われているものと認められました。その他の点について、監査委員が付した意見（一部）は次のとおりです。

■監査委員が付した意見（一部）

～財政基盤の安定化について～

○令和元年度の普通会計の決算では、財政基盤の強度を示す財政力指数は0.651となり、前年度と比較して0.007減少した（基準は1.0）。平成25年度以降の決算では、この指数は増加していたが、前年度お

よび当年度の決算では若干の減少傾向にある。本市の財政基盤の安定化を図るため、今後の指数の動向を注視していく必要がある。

○財政構造の弾力性を示す経常収支比率は89.8%で、前年度より0.3ポイント増加している。この比率は、妥当な基準が「75%」とされており、それより数値が低いほど良いとされている。

○今後、市の財源の根幹となる市税、地方交付税の収入が厳しくなることも想定される。このような状況下において、本市の行財政運営にあたっては、積極的に財源を確保し、これまで以上に費用対効果を検証して事業を選択し、限られた財源を重点的かつ効率的に配分することに努める必要がある。